介護保険事業者
指定申請等の手引き

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

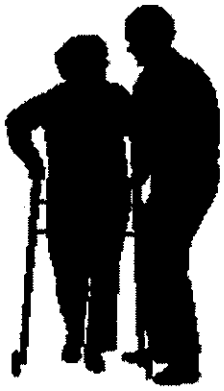

平成　２７　年　４　月

滋　　賀　　県

目　　次

１．指定基準総論
　１）関係法令等 …… Ｐ　１
　２）指定を受けるにあたっての留意事項 …… Ｐ　１
　３）用語の定義 …… Ｐ　２
　４）指定居宅サービスと指定介護予防サービスの一体的運営について　Ｐ　２
２．指定基準（特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売）
　１）新規指定 …… Ｐ　３
　　ア）必要な人員、設備および運営の概要
　　①人員基準の概要 …… Ｐ　３
　　②設備基準の概要 …… Ｐ　４
　　③運営基準の概要 …… Ｐ　５
　　イ）指定に必要な書類および確認事項 …… Ｐ１５
　２）変更、廃止、休止、再開の手続き …… Ｐ１６
　　○変更手続き …… Ｐ１６
　　○廃止手続き …… Ｐ１７
　　○休止手続き …… Ｐ１７
　　○再開手続き …… Ｐ１７
４．様式
　・様式第１号　指定申請書　P18
　・付表１２　福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業者の指定に係る記載事項　P20
　・別添　指定申請に係る添付書類一覧　P21
　・参考様式１　従業者の勤体制及び勤務形態一覧表　P22
　・参考様式２　経歴書　P23
　・参考様式３　平面図「記載例」　P24
　・参考様式６　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要「記載例」　P26
　・参考様式9-1-1　介護保険法第70条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書　P28
　・参考様式9-1-2　介護保険法第115条の２第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書　P30
　・参考様式９－２　役員等名簿　P32
　・様式第３号　変更届出書　P33
　・様式第４号　事業の廃止・休止・再開届出書　P34

５．「介護サービス情報の公表制度」について　Ｐ３６

６．滋賀県ホームページの利用について　Ｐ３８

７．指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先　Ｐ４１

１．指定基準総論

１）関係法令等

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）
・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）
・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（この冊子において「予防指定基準」という。）
・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１２年老企第２５号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

２）指定を受けるにあたっての留意事項

○　基準は、指定居宅サービス及び介護予防サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス等の事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

○　指定居宅サービス等の事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、

①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を取らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告にかかる措置を採るよう命令することができる。

また、③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を設けて指定の全部若しくは一部の効力を停止する（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合がある。

①次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
　イ　指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
　ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

3）用語の定義

○「常　勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことが可能である。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

○「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は、３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

○「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

4）指定居宅サービスと指定介護予防サービスの一体的運営について

指定居宅サービスに該当する事業を行う者が、指定介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービスと指定介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができる。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており、一体的に運営されていると評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてそれぞれが独立して基準を満たす必要がある。

2．指定基準（特定福祉用具販売）（介護予防特定福祉用具販売）

【特定福祉用具販売】
要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。（指定居宅基準第207条）

【特定介護予防福祉用具販売】
利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものでなければならない。（予防指定基準第281条）

1）新規指定

ア）必要な人員、設備および運営の概要

①人員基準の概要

項　目	基　準　の　概　要	根　拠
専門相談員の員数	◇専門相談員を常勤換算で２人以上の配置をすること。 ◇専門相談員の資格 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師 理学療法士、作業療法士、社会福祉士 または 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者 または 厚生労働大臣の指定を受けていた講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者 ※平成 28 年 3 月 31 までの経過措置 平成27年4月1日時点において、養成研修（介護職員基礎研修、介護職員初任者研修）を修了している者については、平成28年3月31日まで、福祉用具専門相談員として従事することができる。	居宅指定基準第208条 予防指定基準第282条 介護保険法施行令第4条

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
管 理 者	◇事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	居宅指定基準第209条 予防指定基準第283条
	☆他の職務と兼務できる場合（管理業務に支障のない場合に限る。なお、管理者は、専門相談員である必要はない。） ①当該事業所の従業者との兼務 ②同一敷地内にある、または道路を隔てて隣接する施設等の管理者又は従業者との兼務	居宅等基準通知第3の12の1の(2)で準用する第3の1の(3)
	☆支障のある兼務 兼務する事業所数が過剰である場合や併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務場合等	

②設備基準の概要

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
設備及び備品等	◇事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。	居宅指定基準第210条 予防指定基準第284条
	☆区画は、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。	居宅等基準通知第3の12の2の(1)
	☆特定福祉用具販売（介護予防特定福祉用具販売）に必要な設備及び備品等を確保すること。 ただし、他の事業所または施設等と同一敷地内にある場合であって、それぞれの事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができる。	居宅等基準通知第3の12の2の(2)

③運営基準の概要

項　目	基　準　の　概　要	根　拠
内容及び手続の説明及び同意	◇サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第8条 予防指定基準第289条で準用する第49条の2
	☆重要事項説明書（説明書やパンフレット等）の内容 運営規程の概要、介護従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等	居宅等基準通知第3の12の3の(6)で準用する第3の1の3の(1)
	☆同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。	居宅等基準通知第3の12の3の(6)で準用する居宅等指定基準通知第3の1の3の(1)
心身の状況等の把握	◇サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第13条 予防指定基準第289条で準用する第49条の7
居宅介護支援事業者等との連携	◇サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第14条 予防指定基準第289条で準用する第49条の8
サービスの提供の記録	◇サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	居宅指定基準第211条 予防指定基準第285条

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　拠
販売費用の額等の受　領	◇事業者は、サービスを提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払を受けるものとする。	居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条
	☆　販売費用の額には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具を行う場合の交通費等が含まれる。	居宅等基準通知第3の12の3の(2)②
	◇前記のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 1　通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費 2　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条
	◇上記費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条
保険給付の申請に必要となる書類等の交付	◇事業者は、特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 1　当該指定特定福祉用具販売事業所（特定介護予防福祉用具販売事業所）の名称 2　販売した特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 3　領収書 4　当該特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）のパンフレットその他の当該特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の概要。	居宅指定基準第213条 予防指定基準第287条

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
特定福祉用具販売の基本取扱方針	◇特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する居宅指定基準第198条
	◇指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する居宅指定基準第198条
	◇指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する居宅指定基準第198条
特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	◇指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。	予防指定基準第290条
	◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	予防指定基準第290条
	◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。	予防指定基準第290条
	◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に務めなければならない。	予防指定基準第290条
	☆　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。	居宅等基準通知第4の12の(1)①
	☆　サービスの提供に当たっては、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。	居宅等基準通知第4の12の(1)②

]

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　拠
特定福祉用具販売の具体的取扱方針	☆福祉用具専門相談員は、原則として以下の手続きを自ら行う必要がある。	居宅等基準通知第3の12の3の(4)①
	◇専門相談員の行う指定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。	居宅指定基準第214条
	1　サービスの提供にあたっては、次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具販売に係る同意を得るものとする。	
	2　サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。	居宅指定基準第214条
	3　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。	居宅指定基準第214条
	☆　腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	居宅等基準通知第3の12の3の(4)②
	4　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。	居宅指定基準第214条
	☆　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	居宅等基準通知第3の12の3の(4)③

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　拠
特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	◇専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 1　サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具販売に係る同意を得るものとする。	予防指定基準第291条
	☆特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得ること。	居宅等基準通知第4の12の(2)①
	2　サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。	予防指定基準第291条
	3　サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。	予防指定基準第291条
	4　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。	予防指定基準第291条

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	☆　腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	居宅等基準通知第4の12の(2)②
	5　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。	予防指定基準第291条
	☆　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防等担当職員は、当該計画へ指定介護予防特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	居宅等基準通知第4の12の(2)③

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
特定福祉用具販売計画の作成	◇専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成されなければならない。 　この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは一体のものとして作成されなければならない。	居宅指定基準第214条の2第1項
	◇特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿って作成しなければならない。	居宅指定基準第214条の2第2項
	◇専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	居宅指定基準第214条の2第3項
	◇専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。	居宅指定基準第214条の2第4項
	☆専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。	居宅基準通知第3の12 の3の(4)④ロ
	☆特定福祉用具販売計画は、二年間保存しなければならない。	居宅基準通知第3の12 の3の(4)④ハ
	☆居宅サービス計画を作成している指定居宅サービス事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供するように協力するよう努めるものとする。	居宅基準通知第3の12 の3の(4)④ニで準用する第3の1の3の(13)⑥

項　目	基　準　の　概　要	根　拠
管理者の責務	◇事業所の管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 ◇事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	居宅指定基準第216条で準用する第52条 予防指定基準第289条で準用する第52条
運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的および運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供方法、取り扱う種目および販売費用の額その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施区域 ⑥その他運営に関する重要事項 苦情処理体制、事故発生時の対応など ☆「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、特定福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をさすものであること。 個々の特定福祉用具の販売費用の額については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。	居宅指定基準第216条で準用する第200条 予防指定基準第289条で準用する第270条 居宅等基準通知第3の12の3の(6)③
勤務体制の確保等	◇利用者に対し適切なサービスを提供できるよう従業者のの勤務の体制を定めておかなければならない。 ◇事業者は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ☆販売事業所ごとに勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上に明確にすること。	居宅指定基準第216条で準用する第101条 予防指定基準第289条で準用する第53条 居宅等基準通知第3の12の3の(6)で準用する居宅等基準第3の3の3(8)②

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
福祉用具販売の取扱種目	◇指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第202条 予防指定基準第289条で準用する第272条
掲示及び目録の備え付け	◇事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ◇利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備えなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第204条 予防指定基準第289条で準用する第274条
苦情処理	◇提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ☆「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに事業所に掲示すること等をいう。 ◇事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ◇事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第36条 予防指定基準第289条で準用する第53条の8 居宅等指定基準第3の12の3の(6)で準用する 居宅等基準通知第3の1の3の(23) 居宅指定基準第216条で準用する第36条 予防指定基準第289条で準用する第53条の8

項　目	基　　準　　の　　概　　要	根　　拠
苦情処理	◇事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ◇事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行うサービスの質の向上に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ◇事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第36条 予防指定基準第289条で準用する第53条の8 居宅指定基準第216条で準用する第36条 予防指定基準第289条で準用する第53条の8
事故発生時の対応	◇利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ◇上記の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ◇利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第37条 予防指定基準第289条で準用する第53条の10
会計の区分	◇事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業とその他の事業の会計を区分しなければならない。	居宅指定基準第216条で準用する第38条 予防指定基準第289条で準用する第53条の11

イ）指定申請に必要な書類および確認事項

□ ①様式第１号

□ ②付表 １２

③添付書類

□ 法人登記簿謄本の写しおよび定款（原本と相違のないことの証明必要）

（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売を実施することが明記されていること）

□ 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表（参考様式１）

□ 従業者の雇用契約書等（様式任意）

・ 管理者は常勤か。

・ 管理者が当該事業所の従業者若しくは同一敷地内の他の事業所と兼務している場合は、管理者としての業務に支障があってはならない。

・ 専門相談員は、常勤換算方法でもで、２人以上確保しているか。

（参考様式1と一致していることが必要）

・ 専門相談員は、資格を有しているか。

（介護福祉士、社会福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、厚生労働省指定講習会修了者、都道府県指定講習会修了者）

※平成28年3月31までの経過措置

平成27年4月1日時点において、養成研修（介護職員基礎研修、介護職員初任者研修）を修了している者については、平成28年3月31日まで、福祉用具専門相談員として従事することができる。

□ 事業所の管理者の経歴書（参考様式２）

□ 事業所の平面図（参考様式３）

・ 事務室は確保されているか（共用は可能であるが、専用の区画が特定されることが必要）

・ 受付、相談等に対応するのに適切なスペースが必要。

□ 運営規程

・付表中の主な掲示事項と一致してるか。

・運営規程の項目は指定基準に定められた必要項目を満たしているか。

□ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式６）

□ 当該申請に係る資産の状況（添付書類―当該不動産にかかる登記簿、賃貸借契約書等）

□ 専門相談員の資格証・養成研修修了書等の写し

□法第70条第２項または法115条の２第２項各号に該当しないことを誓約する書面

□役員の氏名等

□ 事業所の組織図

□ 介護サービス事業者指定等研修会の受講票の写し

※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

例）当該事業所および関連する事業所の組織図等

当該事業所の勤務予定者が、指定日の直前まで他の事業所に勤務している場合には、退職証明書等他の事業所と兼務関係にないことを確認できる書類

２）変更、廃止、休止、再開の手続き

（変更の届出等；介護保険法第７５条）

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の届出等；介護保険法第１１５条の５）

指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　指定介護予防サービス事業者は、当該介護予防サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○変更手続き

提出書類－変更届出書（様式第３号）

－添付書類（下記のとおり）

根拠－介護保険法施行規則第１３１条　　第１項第１２号

第１４０条の１９第１項第１２号

番号	変更事項	添付書類
1	事業所の名称（出張所を含む）	・変更後の付表１２
2	事業所の所在地	・変更後の運営規程 （事業所の所在地変更の場合） ・平面図 ・賃貸借契約書または登記簿謄本
3	主たる事務所の所在地	・変更後の指定申請書（印不要） （該当部分のみ記載） ・変更後の法人登記簿の写し （番号４および５にあっては） ・誓約書（参考様式9-1-1、9-1-2） ・役員名簿（参考様式9-2）
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
5	申請者（法人）の名称 （法人種別の変更は、設置・廃止）	
	定款、寄付行為等（当該事業に関するものに限る）	・変更後の登記簿謄本の写し

6	事業所の建物の構造、専用区画等	・平面図（変更前・変更後）
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・変更後の付表１２ ・経歴書
10	運営規程	・変更前・変更後の運営規程
18	役員の氏名、生年月日及び住所	・誓約書（参考様式9-1-1、9-1-2） ・役員名簿（参考様式9-2）

＊番号は、変更届出書に記載している番号

○廃止手続き

提出書類－廃止届出書（様式第４号）

－添付書類（なし）

○休止手続き

提出書類－休止届出書（様式第４号）

－添付書類（なし）

○再開手続き

提出書類－休止届出書（様式第４号）

－添付書類（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表；参考様式１）

－付表１２

別　記

様式第1号（第3条関係）

受付番号	

（指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／介護保険施設／指定介護予防サービス事業者）指定・許可申請書

年　月　日

（あて先）
滋賀県知事

住　所
申請者
氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

介護保険法に規定する事業所または施設に係る指定または許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所所在地市町番号	

申請者	フリガナ 氏名または名称				
	住所または主たる事務所の所在地	（郵便番号　－　）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人にあっては、法人の種別		法人所轄庁		
	法人にあっては、代表者の職名および氏名	職名		フリガナ 氏名	
	法人にあっては、代表者の住所	（郵便番号　－　）			
指定または許可を受けようとする事業所・または施設の種類	事業所等の所在地	（郵便番号　－　）			

同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定または許可の申請をする事業等の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定または許可の年月日
指定居宅サービス	訪問介護			
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	通所介護			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護			
	特定施設入居者生活介護			
	福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
居宅介護支援事業				
施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
指定介護予防サービス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			

介護保険事業所番号		（既に指定または許可を受けている場合）
医療機関コード等		

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

備考１　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

２　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

３　「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

４　「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定等を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。

５　「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。

６　「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（法第７１条又は法第７２条に基づき指定があったものとみなされたときは、保健医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第４条、第５条、第７条及び第８条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては、「１２．４．１」）を記載してください。

７　保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

８　既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

付表 12　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業者の指定に係る記載事項

受付番号	

事業所	フリガナ			
	名　　称			
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第　　条第　　項第　　号		
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）
	氏名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）			
	同一敷地内の他の事業所または施設の従業者との兼務（兼務の場合に記入）	名称		
		兼務する職種および勤務時間等		

従業者の職種・員数	専門相談員	
	専　従	兼　務
常　勤（人）		
非常勤（人）		
常勤換算後の人数（人）		
基準上の必要人数（人）		
適合の可否		

主な掲示事項	
営業日	
営業時間	
取り扱う種目	
販売費用の額	
その他の費用	
通常の事業実施地域	
添付書類	別添のとおり

注1　「受付番号」、「基準上の必要人数」、「適合の可否」欄は、記入しないでください。
2　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別葉に記載した書類を添付してください。
3　「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

別添

（福祉用具販売・介護予防福祉用具販売）

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号	

主たる事業所・施設の名称	

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類		備考
		特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売	
1	申請者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書又は条例等			
2	従業者の勤務体制および勤務形態一覧表			
3	事業所の管理者の経歴			
4	事業所の平面図（備品の概要を含む。）			
5	運営規程 ＊重要事項説明書も添付すること			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	当該申請に係る資産の状況			
8	従業者の資格証等の写し			
9	従業員の雇用契約書の写し			
10	法第70条第2項各号または法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面			
11	役員の氏名等			
12	その他関係書類（事業所及び関連する事業所の組織図等） ※その他関係書類については、指定の手引きに記載の「指定申請書類」を参照			

注1　「受付番号」欄は、記入しないでください。

2　添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3　該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

4　指定更新申請にあっては「雇用契約の写し」を省略できます。

なお、要介護と介護予防の両サービスの指定を受ける場合や指定更新申請が同時期となる場合にあっては、添付書類のうち、重複する書類について省略できます。

(参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　(　　年　　月分)　　サービス種類　(　　)

事業所名　(　　)

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務の時間	常勤換算後の人数	備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*				
管理者																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			
																															0			

1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数(勤務予定)を記入してください。夜勤、準夜勤については、網掛けをする等のその旨を表示してください。
3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
　勤務の区分　A：常勤で専従　B：常勤で兼務　C：常勤以外で専従　D：常勤以外で兼務
4 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
5 サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行なわれるサービス種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
6 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
7 当該事業所、施設に係る組織体制図を添付してください。
8 管理者と兼務される職員についての常勤換算は、管理者業務に従事する時間を除いた形で計算してください。
9 当該事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該勤務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

（参考様式２）

経歴書

事業所又は施設の名称			
カナ		生年月日	年　月　日
氏名			
住所	（郵便番号　　－　　）		
電話番号			

主な職歴等

年　月～　年　月	勤務先等	職務内容

職務に関連する資格

資格の種類	資格取得年月

備考（研修等の受講の状況等）

備考

1　標題には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「生活相談員」等と記入してください。

2　住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

3　当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

（参考様式３）

事業所の平面図等

事業所又は施設の名称	

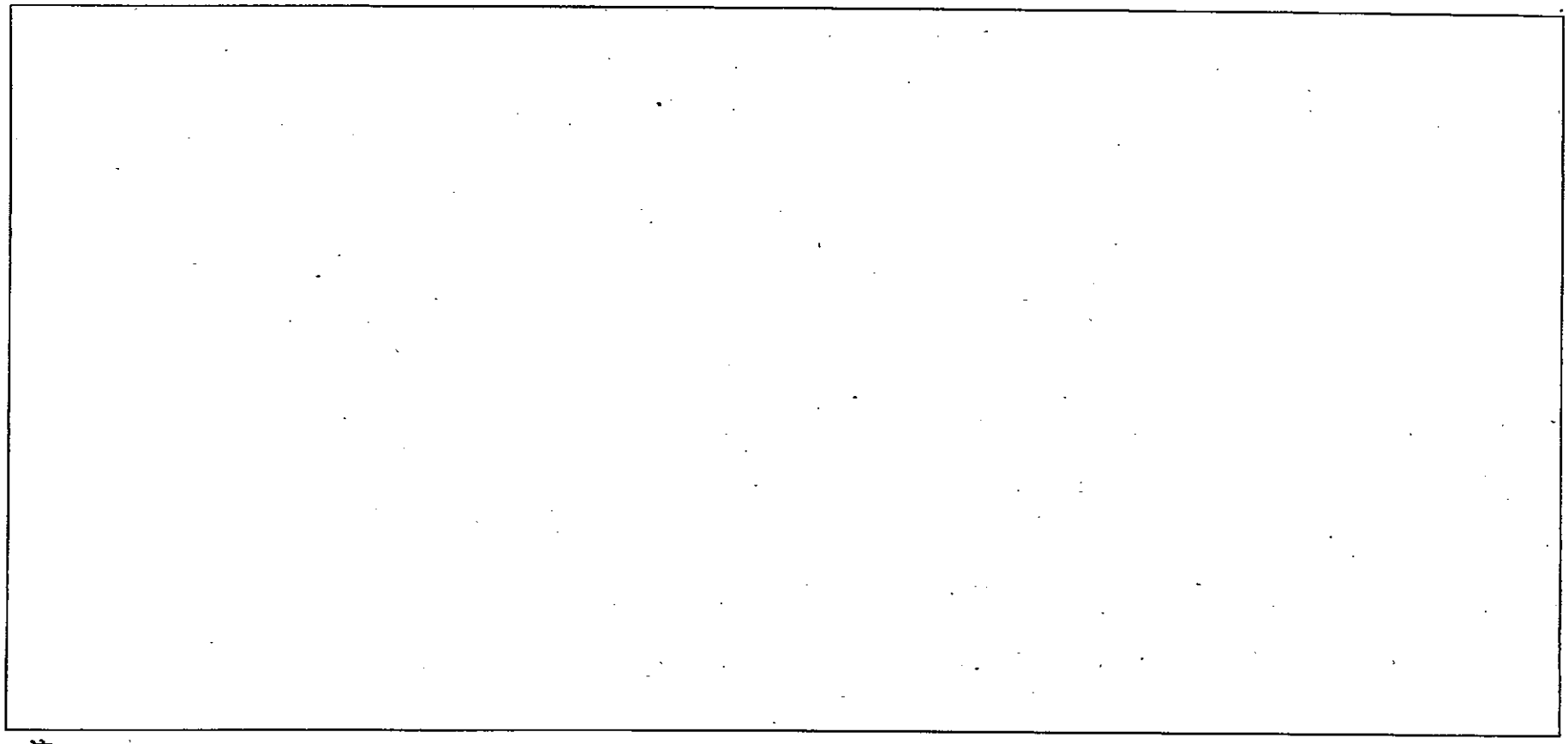

注

１　各室の用途及び面積を記載してください。

２　当該事業の専用部分と他との共有部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

３　設備及び備品の概要を記載することとなっている場合は、本様式の余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び数量を記載することで差し支えありません。

【記載例】

(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称	

「該当する体制等―　　」

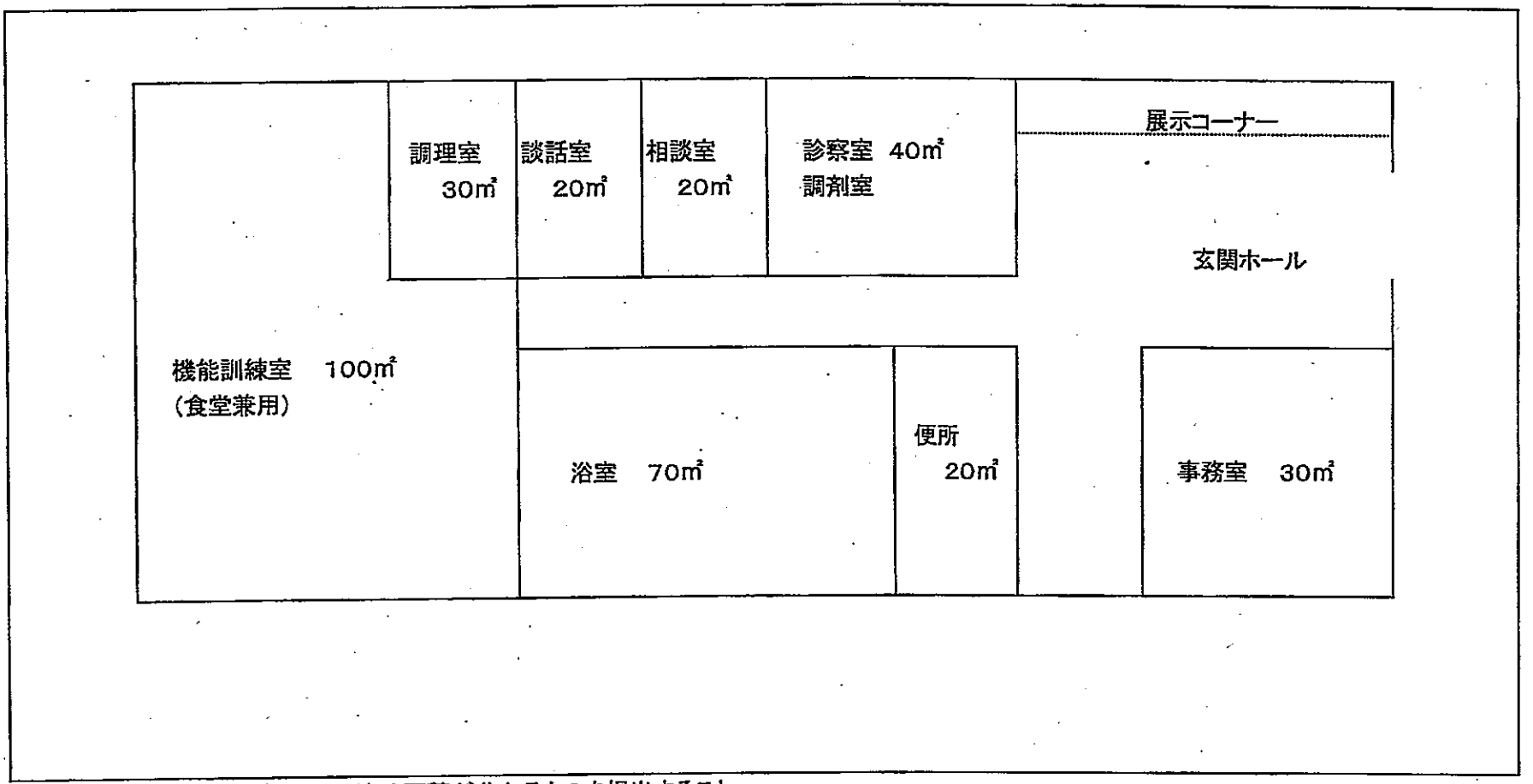

備考1　届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
　　2　当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

（参考様式６）

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措　置　の　概　要
1　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 2　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 3　苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入） 4　その他参考事項

備考　上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

（参考様式６）記入例

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措　置　の　概　要

1　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を配置する。
また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるよう体制を整えるとともに、事後に担当者が責任をもって対応する。

（担当者）　滋賀　太郎
（連絡先）　電話番号　077-562-△△△△　ファックス番号 077-562-△△△△

2　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。

苦情処理については、検討結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者に対する対応を行う。
苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

市介護保険担当課　　電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇
滋賀県国民健康保険団体連合会　　電話番号　▲▲▲－〇〇〇〇

3　苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

4　その他参考事項
（例）
・苦情処理マニュアルを作成し、勉強会を通じて職員に徹底する。
・職員に処遇に関する研修を年２回程度実施する。

備考　上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

（参考様式９－１－１）

介護保険法第７０条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

あて先

滋賀県知事

申請者の住所（法人にあっては、法人の所在地）

申請者の氏名（法人にあっては、法人の名称及び代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（申請者が法人である場合はその役員等が下記の第４号から第９号までに該当しないこと、または申請者が法人でない事業所である場合はその管理者が下記の第４号から第９号までに該当しないことを誓約します。）

記

（介護保険法第７０条第２項）

１　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７４条第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３　申請者が、第７４条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３及び第２０３条第２項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３及び第１１５条の１２第２項第５号の３において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

６　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第２０３条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが

相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第７７条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　申請者が、第７６条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第７７条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　第７号に規定する期間内に第７５条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

１０　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１０の２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１１　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

１２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

（参考様式９－１－２）

介護保険法第１１５条の２第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

あて先

滋賀県知事

申請者の住所（法人にあっては、法人の所在地）

申請者の氏名（法人にあっては、法人の名称および代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（申請者が法人である場合はその役員等が下記の第４号から第９号までに該当しないこと、または申請者が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第４号から第９号までに該当しないことを誓約します。）

記

（介護保険法第１１５条の２第２項）

１　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の４第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３　申請者が、第１１５条の４第２項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

４　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

６　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条 の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過

しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第１１５条の９第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　申請者が、第１１５条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第１１５条の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　第７号に規定する期間内に第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

１０　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１０の２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１１　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

１２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

（参考様式９－２）

役　員　等　名　簿		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	住　　所
	役職名・呼称	

備考　１　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他政令で定める使用人（申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者）

２　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

３　申請者が法人でない場合については、申請者の住所・氏名・生年月日を記入して下さい。

様式第３号（第６条関係）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

（あて先）
滋賀県知事

住所
届出者

氏名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名）

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所または施設		名称
		所在地
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所または施設の名称	（変更前）
2	事業所または施設の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者または開設者の氏名および住所	
5	定款、寄附行為等およびその登記事項証明書または条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所または施設の建物の構造、専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業および介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	
8	事業所または施設の管理者の氏名および住所（介護老人保健施設を除く。）	
9	サービス提供責任者の氏名および住所	
10	運営規程	
11	協力医療機関または協力歯科医療機関	
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導の種類	（変更後）
14	特別養護老人ホームにおいて短期入所生活介護サービス等を行う場合における単独型、空床利用型または併設型の別	
15	入院患者または入所者の定員	
16	福祉用具の保管および消毒の方法（当該保管または消毒を他の事業者に委託している場合にあっては、当該他の事業者による保管または消毒の方法）	
17	併設する施設の概要	
18	役員の氏名および住所	
19	介護支援専門員の氏名およびその登録番号	
変更年月日		年　　月　　日

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。
　２　該当する番号に○印を付してください。
　３　必要に応じ、変更内容を記載した書類を添付してください。

様式第３号の２（第７条関係）

事業の再開届出書

年　月　日

（あて先）
滋賀県知事

住　所
届出者
氏　名　　㊞
（法人にあっては、所在地、名称および代表者の氏名）

次のとおり事業を再開しましたので、介護保険法の規定により届け出ます。

	介護保険事業所番号	
再開した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
再開した年月日	年　月　日	

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。
２　施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第４号（第７条関係）

事業の廃止・休止届出書

年　月　日

（あて先）
滋賀県知事

住　所
届出者
氏　名　　㊞
（法人にあっては、所在地、名称および代表者の氏名）

次のとおり事業を廃止し、または休止するので、介護保険法の規定により届け出ます。

	介護保険事業所番号	
廃止し、または休止する事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止または休止の別	廃止・休止	
廃止し、または休止する年月日	年　月　日	
廃止し、または休止する理由		
現にサービスまたは支援を受けている者に対する措置		
休止の予定期間	休止日から　年　月　日まで	

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とします。
　２　廃止し、または休止する日の１月前までに届け出てください。

「介護サービス情報の公表」制度について

1　「介護サービス情報の公表」制度とは

介護保険法の規定による「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの質の向上や、利用者自らがサービス提供事業者を適切に選択できるシステムを構築するため、平成18年4月から実施されています。

この制度において、介護サービス事業者は、利用者が適切な介護サービス事業者を選択するために必要な情報を、介護サービスの提供を開始しようとするときおよび年1回、都道府県へ報告することが義務づけられ、その情報を都道府県で公表することとされています。

2　対象となる介護サービス

以下の介護サービスを提供する事業者が対象となります。

居宅介護支援、訪問介護(予防を含む)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護(予防を含む)
訪問看護(予防を含む)、訪問リハビリ(予防を含む)、通所介護(予防を含む)
認知症対応型通所介護(予防を含む)、通所リハビリ(予防を含む)、介護老人福祉施設
短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設(定員が8人以下のものを除く)
短期入所療養介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(予防を含む)
地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与（予防を含む)、特定福祉用具販売（予防を含む)
小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

3　報告義務のある事業者

①対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（新規事業者）
②基準日までの1年間に100万円を越える介護報酬の支払いを受けた事業者（既存事業者）
※　報告を怠った場合には、介護保険事業者の指定が取り消されることがあります。

4　報告先・報告の時期

報告・調査・公表については、都道府県が毎年度定める計画により行います。

なお、報告は、県から報告に関する作業依頼通知が届き次第、各事業者がインターネットの専用ホームページを通じて行うこととなります。

5　報告・公表する情報

① 新規事業者は、基本情報の報告が必要となります。
② 既存事業者は、基本情報と運営情報の報告が必要となります。
- 基本情報とは、事業所の職員体制、利用料金などの基本的な事実情報です。
- 運営情報とは、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、各種取組の詳細な情報です。

6　公表の方法

都道府県に報告のあった情報は、インターネットの専用ホームページを通じて一般に公表されます。また、各事業者は事業所内での掲示や重要事項説明書への添付を行ってください。

7　介護サービス情報の公表制度の仕組み

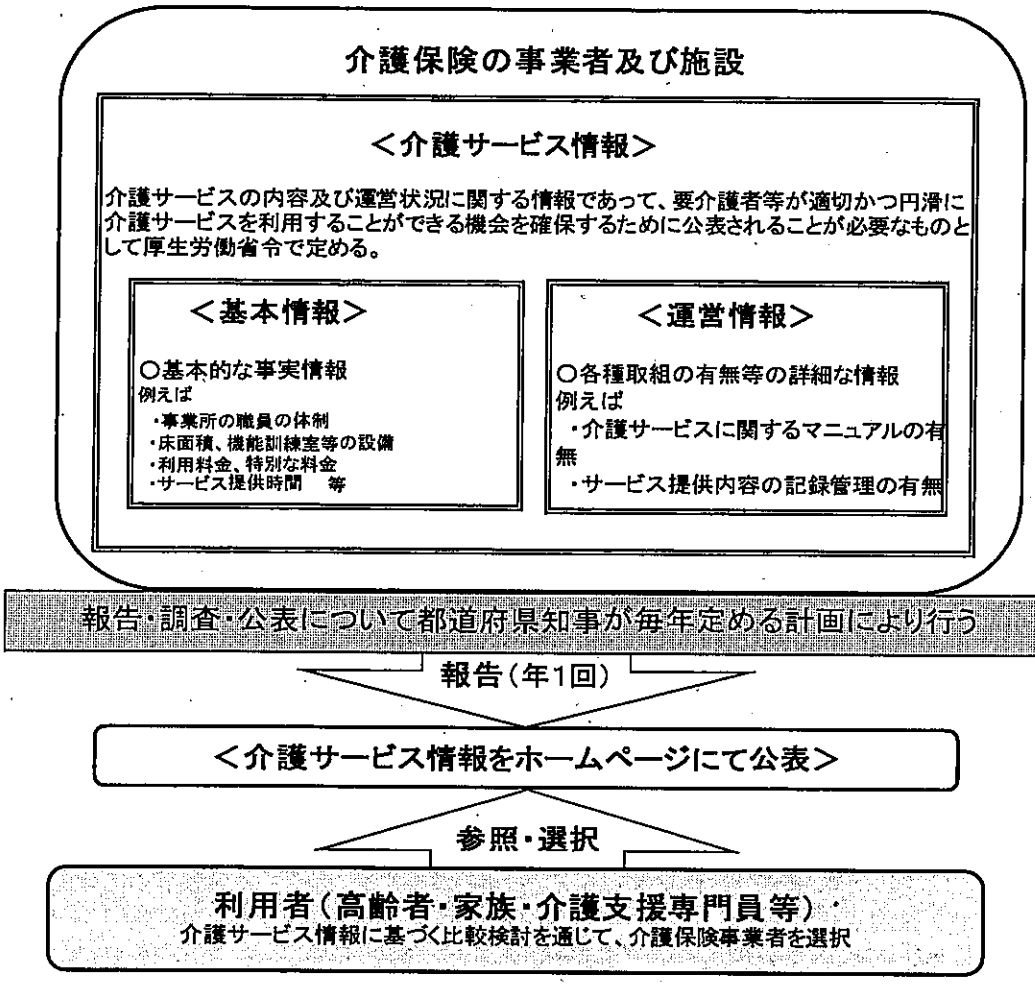

※対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（新規事業者）は、基本情報の報告。
※毎年定める基準日までの1年間に100万円を超える介護報酬の支払いを受けた事業者（既存事業者）は、基本情報と運営情報の報告。

8　介護サービス情報の公表システムの利用方法

【機能】介護サービス・住所・名称などからの検索

http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/jyouhou_kouhyou/kaigo_kouhyou_system.html

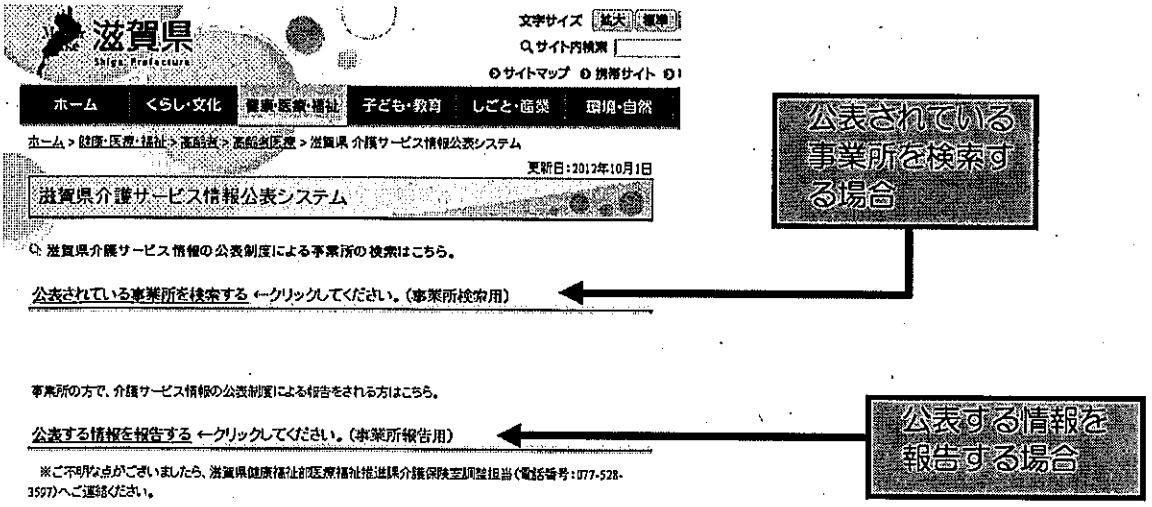

9　問い合わせ先

・滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護保険室
　住　所　滋賀県大津市京町四丁目１－１
　電　話　０７７－５２８－３５２３　　ＦＡＸ　０７７－５２８－４８５１
　ホームページアドレス　http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/

滋賀県のホームページから指定手続き等に必要なデータを入手できます。
http://www.pref.shiga.lg.jp/

①アクセス方法　県庁ホームページトップ　＞　健康・医療・福祉　＞　高齢者

②アクセス方法　　＞　介護　＞　介護保険にかかる諸情報

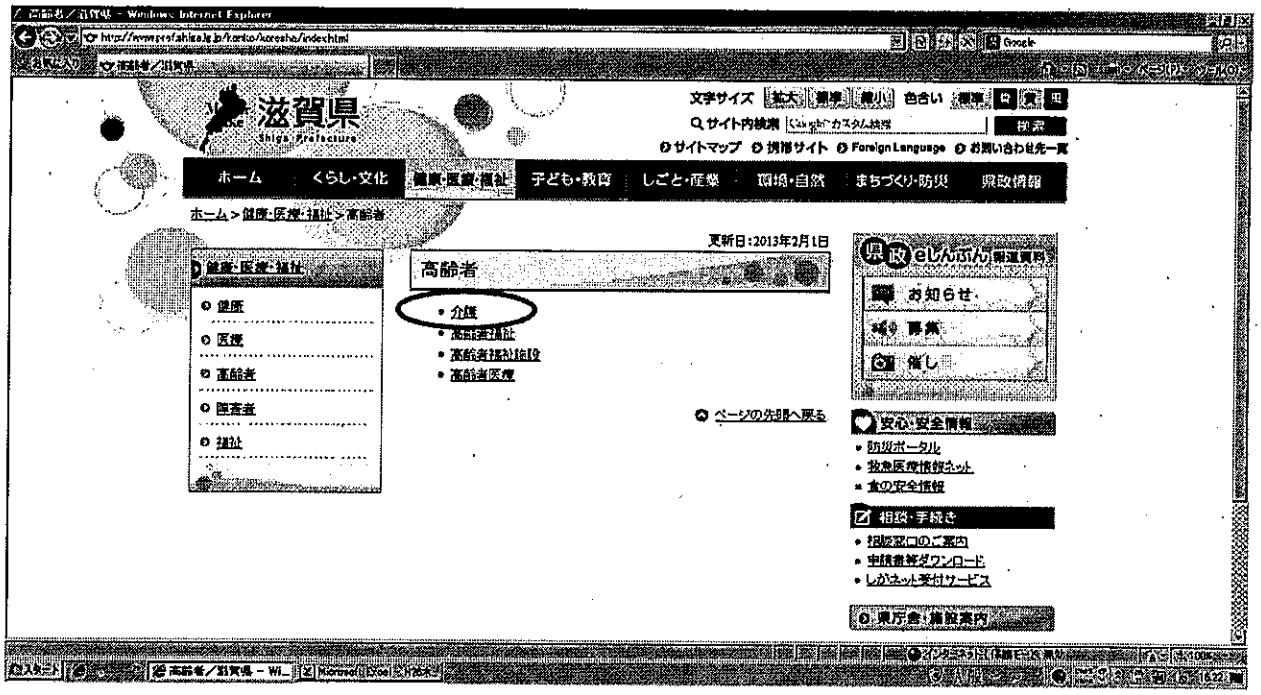

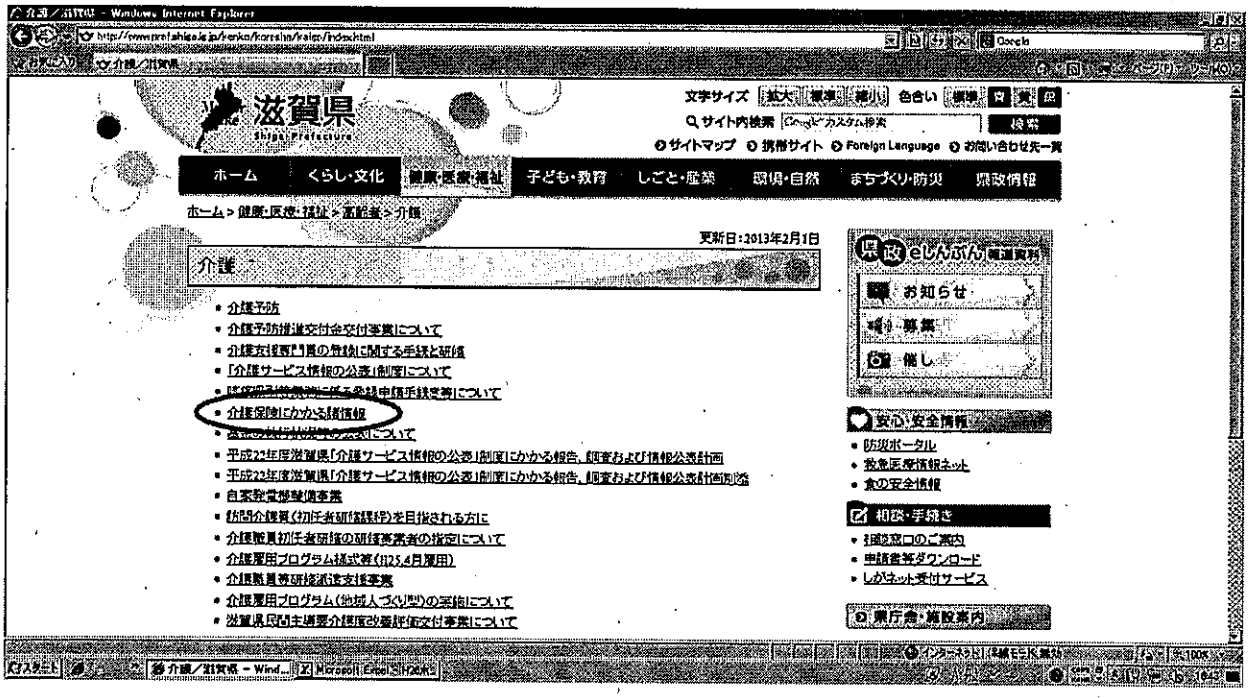

③アクセス方法　　＞　様式ダウンロード
　　＞　法令・通知Q＆A

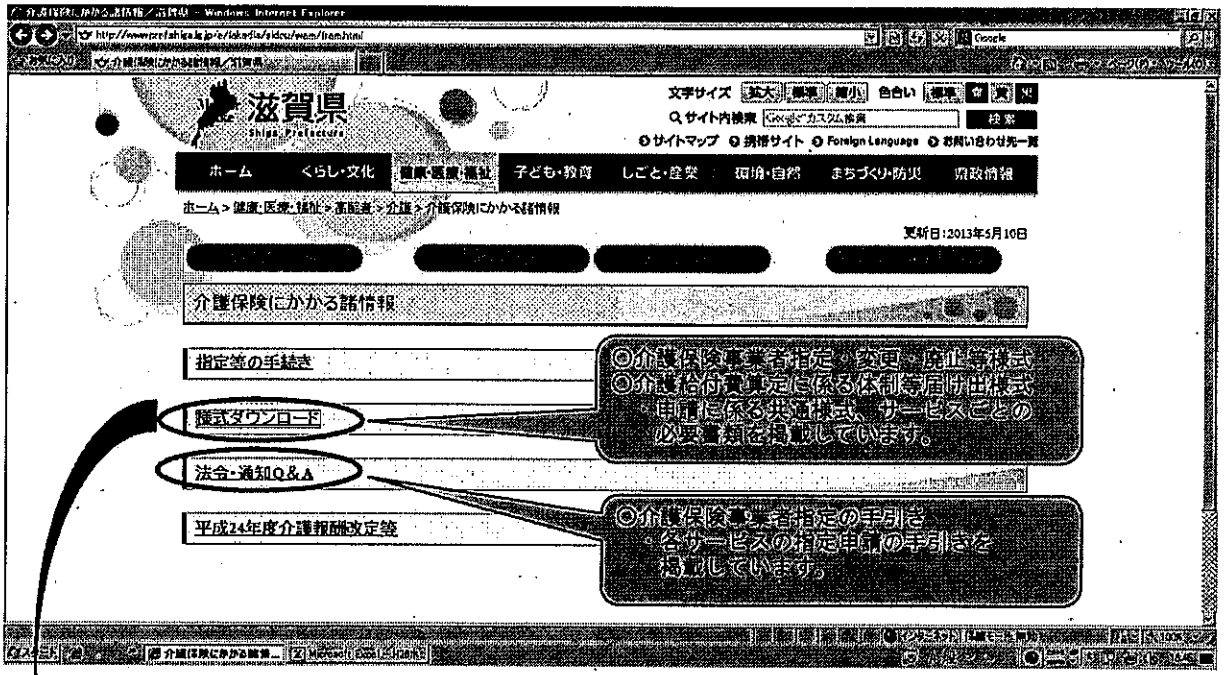

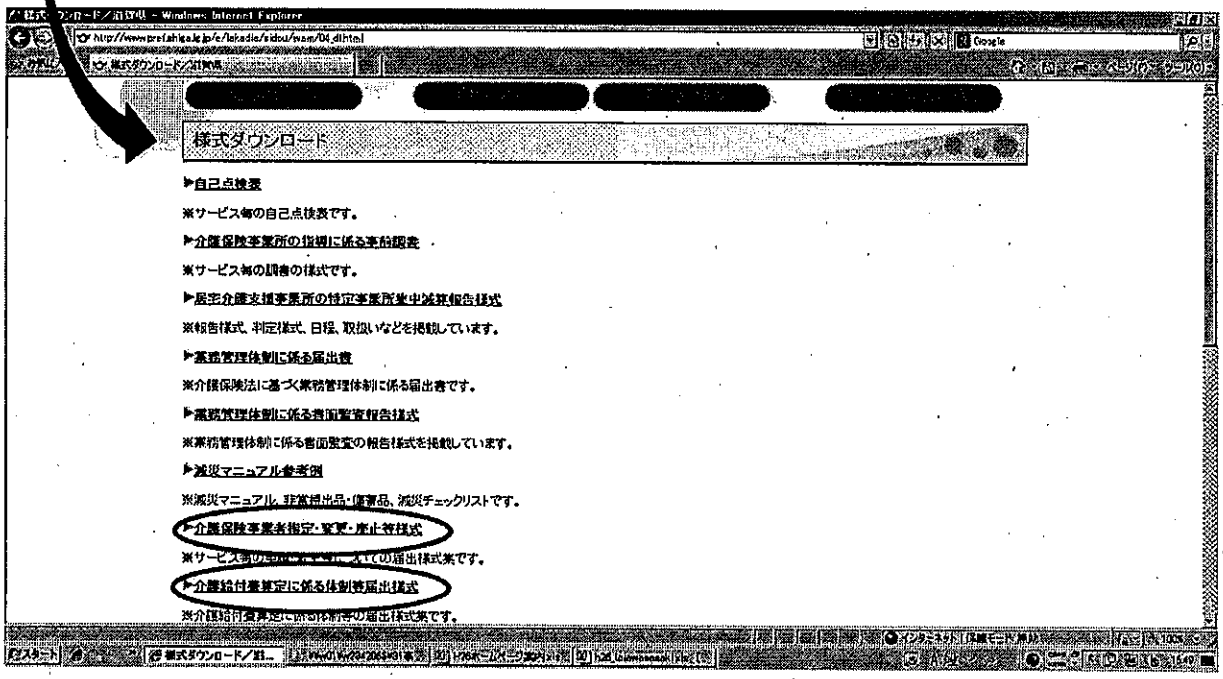

＜指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先＞

事業所所在市町名	問い合わせ先	電話番号
大津市	大津市健康保険部　介護保険課	大津市介護保険課 077-528-2753
草津市 守山市 栗東市 野洲市	滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護保険室 住所：〒520-8577 大津市京町四丁目１－１ http://www.pref.shiga.lg.jp/guide/chosha/	077－528－3523
甲賀市 湖南市	滋賀県甲賀健康福祉事務所 住所：〒528-0005 甲賀市水口町水口6200 http://www.pref.shiga.jp/e/m-hwc/	0748－63－6111
近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	滋賀県東近江健康福祉事務所 住所；〒527-0023 東近江市八日市緑町８－22 http://www.pref.shiga.jp/e/y-hwc/	0748－22－1253
彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	滋賀県湖東健康福祉事務所 住所；〒522-0039 彦根市和田町41 http://www.pref.shiga.jp/e/h-hwc/	0749－21－0281
長浜市 米原市	滋賀県湖北健康福祉事務所 住所；〒526-0033 長浜市平方町1152－2 http://www.pref.shiga.jp/e/n-hwc/	0749－65－6660
高島市	滋賀県高島健康福祉事務所 住所：〒520-1621 高島市今津町今津448－45 http://www.pref.shiga.jp/e/i-hwc/	0740－22－2505

※地域密着型サービスについては、各市町の担当窓口へお問い合わせ下さい。